

別表1

事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業の構造の変更		
資本の相当程度の増加による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上	①減資前の資本金：1,450 百万円 ②減資する資本金：1,450 百万円 ③増加する資本金：103,018 百万円（予定） （資本準備金：103,018 百万円（予定）） ④増資の方法：国際興業㈱に対するデット・エクイティ・スワップ及び第三者割当増資による現金出資 ⑤減資の時期：平成 17 年 3 月 24 日（予定） ⑥増資の時期：平成 17 年 3 月 24 日（予定）	法第 12 条（新株発行等に係る現物出資の調査に関する特例） 租税特別措置法第 80 条の 2（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）
事業革新		
第 2 条第 2 項第 2 号イ	乗合バス事業の新たな提供として、IT を活用した運行情報検索サービス及び、全ての利用者に対する高品質なサービスの提供を目的とした乗務員資格制度（「ハートフル・ドライバー」制度）を導入し、平成 19 年度の運行情報検索サービス及び「ハートフル・ドライバー」制度による売上高が全事業の売上高の 3.3%を占めることを目標とします。	